

# MS麻薬取扱いマニュアル作成と活用



日本医薬品卸勤務薬剤師会福岡県支部

## 二宮 ルミ

講演 2 では、日本医薬品卸勤務薬剤師会福岡県支部の二宮ルミ氏に、同支部と福岡県麻薬協会で作成した「MS麻薬取扱いマニュアル」の作成と活用について解説いただいた。

二宮氏は、同マニュアルの作成の経緯とねらい、内容について紹介。県支部会員各社に配付しており、その活用状況のアンケート調査結果に基づき、麻薬に対するMSなどの意識が高まっていることを報告した。また、(株)アステム独自で行っている麻薬取扱いに関する取り組みも伝え、MS等への働きかけを継続していくことの重要性を強調した。

東京会場／平成25年2月14日(木) 13:15～13:45 大阪会場／平成25年2月15日(金) 13:15～13:45

### マニュアル作成の経緯

#### ●麻薬取扱いで抱えている悩み

福岡県支部は福岡県麻薬協会と「MS麻薬取扱いマニュアル」を作成しました。その作成経緯と活用について説明させていただきます。

卸の薬剤師は、麻薬を販売するに当たり、間違っ  
て届けたり、譲受証の印鑑を間違わないために細  
心の注意が必要です。また、譲受証の同時交換や  
譲受・譲渡証の同時交換ができない、あるいは譲

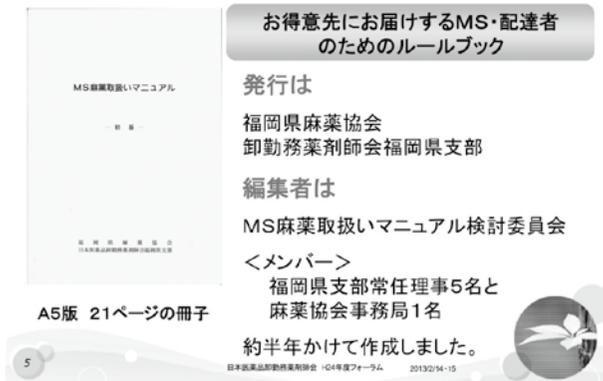
受証自体作ってもらえない、といった悩みを抱え  
ている人も少なくないのではないのでしょうか。

私たち福岡県支部の理事会においても、麻薬が  
話題になると必ずこういう悩みが話に出ます。そ  
して、麻薬の取扱いについてMSや物流担当者に  
知ってもらう必要性を感じたことから、麻薬取扱  
いのマニュアルを作成することになりました。

#### ●麻薬を届けるのはMSや配送担当者

私たちは医薬品を販売するに当たって、当然、  
法令を遵守しなければなりません。一度譲り渡し

そこでMS麻薬取扱いマニュアルができました



お得意先にお届けするMS・配達者のためのルールブック

発行は

福岡県麻薬協会  
卸勤務薬剤師会福岡県支部

編集者は

MS麻薬取扱いマニュアル検討委員会

<メンバー>

福岡県支部常任理事5名と  
麻薬協会事務局1名

約半年かけて作成しました。

日本医薬品卸勤務薬剤師会 104年度フォーラム 2013/04-15

たら返品できないといった非常に厳しい規制がある麻薬の取扱いについては、慎重かつ厳格な取扱いが求められます。その場合、麻薬の保管管理、入出庫の手続き、譲受・譲渡証の作成、台帳の記録、そして半期報告が、薬剤師の役割として課せられています。社内の管理においては十分注意していると思いますが、実際にお得意先に商品を持って行き、譲受・譲渡証を交換し、譲受証をもらって帰ってくる一連の手続きを行っているのは、MSや物流の配送担当者だと思います。

私は、麻薬の取扱いについてのMSや配送者への研修では、「社内で起こった間違いを最終的に見つけられる最後の砦は皆さんなので、しっかり勉強して、間違いがないか十分注意してください」とお願いしているところです。やはり、MSや配送者への研修は非常に大事だと痛感しています。

●麻薬取扱いで最適な参考資料がない

麻薬を取り扱っていて困ったことが起こった場合、「麻薬・向精神薬・覚せい剤管理ハンドブック」で調べることが多いのではないかと思います。現在、9版が出ており、この中には法令や各種手順書、手引きなどが入っています。しかし、情報量が多いために知りたい情報が簡単に見つけられず、内容的にも難しいということがあります。

また、福岡県では、県の薬務課と福岡県麻薬協会が「麻薬及び向精神薬取扱いの手引き」を平成12年に作成しています。この中には、厚労省が出した麻薬取扱いの手引きのほか、譲受証や譲渡証の具体的な書き方などの事例も掲載されており非常

に分かりやすい内容になっていますが、平成12年に作られて以降、改訂されていません。

県によって解釈がバラバラなことも、私たちにとって悩ましい問題となっています。

福岡県麻薬協会では、麻薬取扱者に関する内規を策定しています。その内規では、麻薬担当者には原則として管理薬剤師を充て、やむを得ない場合は管理職を充てると規定しています。また、麻薬担当者が不在の場合に備え、麻薬担当補助者を備え付けるよう定め、業務量が多いところには2名の補助者を置くことを求めています。この担当者と補助者は、毎年、県麻薬協会に届け出なければなりません。変更があれば、その都度届出を行う必要があります。

そして最大の特徴は、麻薬配達者の規定で、「麻薬配達者は正社員及び薬剤師とする」としています。以前は、「それ以外の派遣社員、パート、アルバイト等に配達をさせてはならない」となっていました。それが今年1月末に改正され、パート社員については「研修体制がある会社に於いては、その会社の責任において講習を実施したパート社員に麻薬の配達をさせることができる」と変更されました。

このように福岡県では厳しい取扱いを定めていますが、会社の中には県をまたがって営業しているところも少なくなく、なかなかルールが統一できないという問題がありました。

そこで、MSが勉強するためにいい資料はないか、MSがいつでも調べられるよう、携行できるサイズのものをつくらうということで、マニュアル作成の取り組みを始めたのです。

**マニュアルの概要**

●県麻薬協会と県支部で編集・発行

マニュアルの作成では、「お得意先にお届けするMSや配達者のためのルールブック」ということを念頭に置いて進めました。

発行は福岡県麻薬協会と卸勤務薬剤師会福岡県支部とし、福岡県支部から理事5名、麻薬協会から事務局1名が参加したマニュアル検討委員会を

つくって、約半年間かけて編集しました。A5判、22ページの冊子で、MSがカバンの中に入れておいても痛まないよう表紙は硬い紙にしています。

●マニュアルとQ&Aの二部構成

マニュアルは、MS麻薬取扱いマニュアルの本文とMS麻薬取り扱いに関するQ&Aの二部構成になっています。

MS麻薬取扱いマニュアル内容

- |   |  |
|---|--|
| <p>■MS麻薬取扱いマニュアル</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 麻薬の流通経路</li> <li>2. 麻薬配達者の要件</li> <li>3. 麻薬の受注・発伝</li> <li>4. 麻薬の配達</li> <li>5. 譲受証の留意点</li> <li>6. 麻薬納品時の留意事項</li> <li>7. 麻薬販売の際の注意点</li> <li>8. その他</li> </ol> | <p>■MS麻薬取り扱いに関するQ&amp;A</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 免許関係</li> <li>2. 譲受・譲渡</li> <li>3. 譲渡証・譲受証</li> <li>4. 返品・交換</li> <li>5. 盗難・破損事故</li> <li>6. 事務手続きの代行</li> <li>7. その他</li> </ol> |
|---|--|



本文では、1番目に麻薬の流通経路について解説し、麻薬は一度渡してしまうと二度と返品できない一方通行であることを強調しました。その上で、配達、受注、配送、納品までの順に、それぞれで注意しなければならない点を記しています。

Q&Aについては、麻薬を配達している途中や相手先に持っていったときに起こる疑問点、相手に聞かれることなどを、様々なマニュアルなどで出されていた質疑応答の中からピックアップして掲載しました。

そして完成したマニュアルは、県支部会員会社に配付しました。

マニュアルの活用状況

●8社を対象にアンケートを実施

このマニュアルがどのように活用されているかを調べるために、アンケートを実施しました。その結果を報告します。

福岡県支部の会員会社は15社あります。そのうち、医療用医薬品を取り扱う会社は8社で、この8社を対象にアンケートを実施しました。回収率は

100%です。

アンケートの問1は、配付状況についてです。マニュアルは、福岡県内の薬剤師や社員には無料で配付し、県外の配付については100円の実費をいただいています。また、マニュアルは福岡県のルールに基づいて作成しています。そのようなことも踏まえた上での配付状況をみると、8社のうち、6社が福岡県外にも配付していました。県内のみは2社でしたが、このうちの1社は麻薬を取り扱っていませんでした。

問2は、配付の対象者で、MS、管理薬剤師、管理薬剤師以外の薬剤師、物流担当者、内勤者、その他、という選択で回答してもらいました。管理薬剤師には8社すべてが配っています。MSに対しては、麻薬を取り扱っていない1社を除いた7社が配付していました。管理薬剤師以外の薬剤師には5社が配付し、物流担当者には2社が配付していました。内勤者というのは補助者になりますが、1社が配付。その他、支店長に配付しているところが2社ありました。

問3は、マニュアルを用いた研修の実施についてです。8社のうち、研修を行ったのは6社で、取扱いのない1社を含めて2社が実施していませんでした。

問4は、研修の実施方法ですが、支店ごとに管理薬剤師が説明を行ったのが5社で、研修を行った6社のうち5社では管理薬剤師が現地で研修を行ったということです。そして1社は、麻薬の取扱いが少ないということで担当MSに対して個人的に説明していました。

●麻薬に対する意識は向上

問5は、配付後の効果について、MSや管理薬剤師の意識がどのように変わったかを聞きました。まず、譲受証については、「即日回収率が80%から95%に向上した」「MSが押印について注意して確認するようになった」という効果が挙げられました。それから、入札時に担当のMSが、麻薬が入っているかいないかをきちんと確認するようになったということが挙げられています。また、配送員に対する麻薬教育研修が充実したことも効果とし

て挙げられました。

以上、麻薬のマニュアルについてのアンケート結果としては、ほぼ全ての会社で薬剤師やMSにマニュアルが配付され、その中の8割の会社で研修を実施していることが分かりました。そして、配付・研修によって、麻薬に対する社員の意識が向上してきていることが読み取れました。

ただし、一度研修すればきちんと守られるわけではありません。これからも継続した研修を繰り返していくことが大事だと思います。

## アステムの取り組み

●コンプライアンスハンドブック「麻薬編」の作成  
次に、私どもアステムでの、麻薬のマニュアルについての取り組みをお話しします。

アステムにおいても麻薬に関するインシデント、アクシデントがなかなかなくなる状況にあり、研修の重要性を痛感していました。

そこで、「MS麻薬取扱いマニュアル」については、全支店の支店長を含むMSと配送員を含む物流担当者、薬剤師のほぼ全員に配付しました。そして、ポイントを30分程度の音声付パワーポイントにまとめ、全社で全員が受ける研修を1か月間かけて実施しました。その後、新しく入ってきたMSや配送員にもマニュアルを配付し、研修を実施することを現在も続けています。新任の配送員については、麻薬の研修を行っていない者には麻薬配送は行わせていません。

その結果、麻薬の取扱いについての意識はかなり高まっていますが、営業や物流の担当と話をすると、麻薬について薬剤師は非常にピリピリしながら取り扱っているが、MSや配送員はそこまでの意識はなく、ギャップを感じていました。そういうことが反映されているのか、インシデントがなかなか減少しない状況にありました。

そこでアステムでは、その次の取り組みとして「コンプライアンスハンドブック(麻薬編)」を作成しました。アステムでは、薬事に関するだけでなく、社員として必ず守らなければならない行動規範をまとめ、「その行動規範を守ります」と宣



アステム独自の取り組みも紹介する二宮氏

誓しサインをした上で常時携帯をしなければならない「コンプライアンスハンドブック」をつくっています。その「麻薬編」をつくったわけです。

そこには、麻薬の誤配送や誤納品撲滅のために「思い込み等によるヒューマン・エラーをなくせ!」という注意喚起のメッセージを記し、受注をしてから納品するまでの流れを、図式や絵を入れて、簡潔に分かりやすく解説しています。必ずやらなければならないことは青字で、絶対に注意してほしいことは赤字で記しています。

### ●「麻薬の取扱いチェックシート」の作成

もう一つは、実際に麻薬に携わる人たちの「麻薬の取扱いチェックシート」をつくりました。これは、受注から譲受証等の保管まで、管理薬剤師や麻薬補助者、受注者、配送員など、麻薬業務に関わるすべての人が行う一連の作業を33項目に分け、行ったことについて必ずレ点でチェックをつけていく

## アステムでの取り組み紹介 【その2】

### ■麻薬取扱いチェックシート

①受注 から ⑨譲受証等の保管 まで管理薬剤師・麻薬補助者、

受注者、配送員(MS含む)の行う一連の作業を33項目のチェック項目とし、実施したことにレ点をつけるチェックシートを作成し、実施させる。



資料を見ながらマニュアルを解説

シートです。レ点がついているかどうかで何が行われていないかがチェックできます。こういったチェックシートをつくり、すべての支店でチェックを行うようにしています。

それから、全社統一のやり方にしました。同じやり方にすることによって間違いをなくして行くのがねらいです。

以上の取り組みは「MS麻薬取扱いマニュアル」をベースにしています。これらを行ったことで、前期はインシデント、アクシデントの報告件数が8件ありましたが、今期はいまのところゼロで推移するなど、効果が現れています。

### マニュアル作成を振り返って

最後に、麻薬のマニュアルの作成を振り返って感じていることをお伝えします。

まず、いままでになかった配達者視点のスタン

#### マニュアル作成を振り返って

1. 今までになかった配達者視点のスタンダード
2. MSが携帯できるのでいつでも確認できる
3. 研修時には、項目が絞られているので無駄なく研修できる
4. 原則論として会社ルールが確立できた
5. MSの意識向上に役立った
6. 継続したマニュアル活用を働きかけることが課題

ダードができたことが大きいと感じています。そして、MSがいつでも携帯し、確認できるようになりました。内容が配達者に必要な項目に絞られているので、これ一冊で効率よく勉強ができるのが大きな利点だと思います。

また、原則論として、全社統一のルールをしっかり確立させることもできます。MSの麻薬に対する意識の向上にも役立っていると思います。ただし、1回限りでなく、継続して活用していくことが大事だと感じています。もちろん、内容が古くならないよう、麻薬のルールが改訂された場合、このマニュアルも改訂し続けなければならないということも肝に銘じながら、今後これに関わっていきたいと思っています。

なお、マニュアルの中に1箇所間違いがありますので、訂正をお願いします。14ページのQ&AのQ25のタイトルで、「譲渡証に代表者印がもらえない場合は納品不可」となっていますが、「譲渡証」は「譲受証」の間違いです。直していただきたいと思っています。

また、マニュアルは、多少在庫がありますので実費でお分けすることができます。ご入用の方は、卸勤務薬剤師会事務局にご連絡いただければ手配いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

### 質疑応答

**質問** このマニュアルを参考に、各支部や各会社が独自のものを作成したいという場合、参考として使わせていただいてもよろしいでしょうか。

**二宮** もちろん、使っていただいて構いません。また、アステムの取り組みとしてご紹介しましたが、他にこんないい方法があるということがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思っています。お互いに協力して、麻薬について正しい納品ができればと思っていますので、自由に活用していただきたいと思っています。